

浪江町例規システム構築及び保守管理業務 公募型プロポーザル仕様書

1 基本仕様

- (1) LGWAN-ASP 及び IDC (インターネット・データ・センター) 方式のいずれの方法であってもサービスを提供できる構成とする。
- (2) 庁内 LAN に接続している全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■OS S : Windows 10 以上

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)、Google Chrome

- (3) データベースの構築は、浪江町からデータで提供する浪江町例規集 (令和 7 年 4 月 1 日内容現在、現行例規約 810 件、廃止例規約 150 件) を対象とする。
- (4) 1 年間の改正等件数は、約 150 件とする。

2 システム仕様 (例規)

(1) から (3) までについては LGWAN-ASP から操作できるものであること。

(1) 例規・原議検索

①例規・原議検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規及び原議を検索できる機能があること。また、検索結果の画面において、本文 (別表・様式を含む。) を開かずとも対象のキーワードをすべて色付き表示するとともに、検索結果をファイル出力することができること。

②施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規 (未施行を含む。) を閲覧できる機能があること。

③本文表示機能

例規本文、原議本文を表示する機能があること。

④見え消し表示機能

例規本文画面から、1 つ前の施行日と比較可能な見え消し表示機能があること。なお、見え消し表示については例規本文画面上で、改正箇所を文言単位で表示すること。

⑤リンク機能

条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクが貼られ、該当箇所を表示できる機能があること。

⑥原議リンク機能

例規沿革情報から原議本文表示できる機能があること。また、原議本文は例規本文と同様のデータ形式とすること。

⑦本文出力機能

例規全文（原議本文含む。）又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能があること。

⑧新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能があること。

⑨出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能があること。

(2)例規起案・審査

①条文編集機能

- ・ LGWAN-ASP からシステムを操作し、条文等を編集できる機能があること。
- ・ 追加又は削った条項号を自動で一括繰り上げ下げする機能があること。
- ・ 別表改正において行の追加等がエクセル同様の感覚で操作できること。また、システム外で作成したワードやエクセルの表を取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能があること。

②改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能があること。

③新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能があること。

④条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能があること。

⑤データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能があること。

⑥とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能があること。

⑦出力フォーマット設定機能

議案かがみ文、公布文、原議、新旧対照表等の出力設定は、浪江町の書式ルール※に対応するものとし、かがみ文や公布文に続けて改正文が出力されること。

※浪江町の書式ルール

(1) 書式設定 ※(2)、(3)において適用する。

イ 条例の一部改正

議案第何号

×××浪江町○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部×××
×××改正について

×浪江町○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

××令和○年○月○日提出

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×

×××浪江町○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部×××
×××を改正する条例

×浪江町○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例(元号○年浪江町
条例第何号)の一部を次のように改正する。

×(見出し)

×第○条中「何々」を「何々」に改める。

×第○条中「何々」の次に「何々」を加える。

×第○条中「何々」を削る。

×第○条を第○条とし、第○条の次に次の1条を加える。

：

×××附×則

×この条例は、公布の日から施行する。

ウ 条例の廃止

議案第何号

×××浪江町○○条例の廃止について

×浪江町○○条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

××令和○年○月○日提出

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×

×××浪江町○○条例を廃止する条例

×浪江町○○条例(元号○年浪江町条例第何号)は、廃止する。

×××附×則

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。

条例第何号)の一部を次のように改正する。

×第○条中「何々」を「何々」に改める。

×第○条中「何々」の次に「何々」を加える。

×第○条中「何々」を削る。

×第○条を第○条とし、第○条の次に次の1条を加える。

×(見出し)

第○条×○○とする。

×××附×則

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。

ウ 条例の廃止

×浪江町○○条例を廃止する条例をここに公布する。

××令和○年○月○日

浪江町長××××××××××

浪江町条例第何号

×××浪江町○○条例を廃止する条例

×浪江町○○条例(元号○年浪江町条例第何号)は、廃止する。

×××附×則

×この条例は、令和○年○月○日から施行する。

エ 規則の新規制定、一部改正及び廃止について

ア～ウの条例と同様の取扱いとする。

オ 訓令の新規制定

浪江町訓令第何号

受×訓×先×名×

受×訓×先×名×

×浪江町○○○規程を次のように定める。

××令和○年○月○日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×××浪江町○○○規程

×(見出し)

第1条×○○とする。

：

：

×××附×則

×この訓令は、令和○年○月○日から施行する。

※受訓先名については、システムから出力できなくても可。以下カ及びキも同様。

カ 訓令の一部改正

浪江町訓令第何号

受×訓×先×名×

受×訓×先×名×

×浪江町○○○規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

××令和○年○月○日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×××浪江町○○○規程の一部を改正する訓令

×浪江町○○○規程(元号何年浪江町訓令第何号)の一部を次のように改正する。

×第1条中「△△」を「□□」に改める。

：

×××附×則

×この訓令は、令和○年○月○日から施行する。

キ 訓令の廃止

浪江町訓令第何号

受×訓×先×名×

受×訓×先×名×

×浪江町○○○規程(元号何年浪江町訓令第何号)は、廃止する。

××令和○年○月○日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

ク 告示（要綱）の制定

浪江町告示第何号

×浪江町〇〇要綱を次のように定める。

××令和〇年〇月〇日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×××浪江町〇〇要綱

×（見出し）

第1条×〇〇とする。

：

×××附×則

×この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

ケ 告示（要綱）の一部改正

浪江町告示第何号

×浪江町〇〇要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

××令和〇年〇月〇日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

×××浪江町〇〇要綱の一部を改正する告示

×浪江町〇〇〇要綱（元号何年浪江町告示第何号）の一部を次のように改正する。

×第1条中「△△」を「□□」に改める。

：

×××附×則

×この告示は、令和〇年〇月〇日から施行する。

コ 告示（要綱）の廃止

浪江町告示第何号

×浪江町〇〇〇要綱（元号何年浪江町告示第何号）は、廃止する。

××令和〇年〇月〇日

浪江町長×誰×誰×誰×誰×××

(4) 新旧対照表

書式設定

- ・用紙…A 4 判横使い横書き、新旧欄内それぞれ 33 字で折り返す。
- ・フォント…MS 明朝 12 ポイント
- ・数詞表記…全て半角
- ・カッコ () …全て半角
- ・左欄を「改正後」、右欄を「改正前」とする。
- ・1 行目（野表欄外）に標題として「浪江町〇〇〇条例新旧対照表」と入れる。

浪江町〇〇〇条例新旧対照表

新	旧

(3) 庁内用データ

体系、五十音及び任意の文言から例規を検索し、閲覧できるデータを作成すること。

(4) 外部公開用データ

- ア 例規データを体系及び五十音から検索できる機能を有したデータを都度作成し提供すること。
- イ 外部へは非開示としている例規については、引き続き非開示設定とすること。
- ウ 町ホームページにリンクを貼り、いつでも誰でも閲覧できる状態とすること。

(5) 法令・判例検索システム

現行の法律・政令・省令を検索及び閲覧できること。

(6) 法令改廃情報提供

法令改廃情報を随時提供すること。

(7) 法制執務支援サービス

ア 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常的に生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、可能な範囲でこれらを提供すること。

ウ 例規改正支援

税制改正に関する条例の改正等について、別途契約により本業務受託者が改め文及び新旧対照表を作成することができること。

(8) システム操作のサポート

ア 契約からシステム導入までの期間において、職員に対し操作説明研修会を実施すること。

イ システム導入後、職員に対し年 1 回程度操作説明研修会を実施すること。

ウ 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール等）を設置すること。

(9) データ更新

ア 町において制定・改正等した例規を、受託者がシステムへ反映させること。

イ 庁内用データへの反映は少なくとも月 1 回対応することとし、外部公開用データについては各議会定例会終了後（年 4 回以上、最大年 12 回）に対応すること。

ウ 更新の期限は、改正原稿送付後、30 日以内にデータ更新を完了すること。

3 営業サポート

当町を担当する営業担当者は、少なくとも月 1 回は訪問し、法令改正等の情報提供を行うものとする。また、併せて近隣自治体の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性のある例規の情報提供を資料として提示すること。

例規集システムのバージョンアップが実施された際には、説明資料を持参の上、当町例規担当者に説明すること。

4 保守等について

(1) 機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応を行うこと。

(2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。

(3) 最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトを導入し、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

(4) システムは、24 時間、365 日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のために運用停止が必要となる場合には、事前に当町に報告すること。運用停止の際は、システム上に案内分等を表示するなどして利用者に対し通知を行うこと。

5 機密保護

本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、又は開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

6 納入方法

受託者のデータセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

7 データの引継ぎ

本事業の契約期間の満了、契約の全部又は一部の解除その他契約の終了事由にかかわらず、例規集システムの利用を終了するときは、当町の指示に従って必要なデータを無償で提供し、データの引継ぎについて誠意をもって対応すること。